

第 7 7 2 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 6 年 2 月 1 3 日（火） 1 1 時 0 0 分～

2. 場 所 よこはま新港合同庁舎 3F 大会議室

(1) 第 1 3 回輸入手続の所要時間調査について【資料 1】

（業務部 通関総括第 1 部門 浦本 統括審査官）

(2) 3 月 1 6 日（土）及び 3 月 1 7 日（日）における特別通関業務について

【資料 2】（業務部 酒井管理課長）

(3) 最近の非違事例について【資料 3】 （業務部 酒井管理課長）

3. 事務局からの連絡事項等

令和6年2月13日
横浜税関 業務部

第13回輸入手続の所要時間調査について

輸入手続の簡素化・迅速化のための施策の導入効果を調査し、今後の施策の検討・推進に活用するため、下記のとおり、輸入手続の所要時間調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

なお、実施要領等の詳細は、2月下旬に税関ホームページに掲載する予定です。

記

1. 調査期間

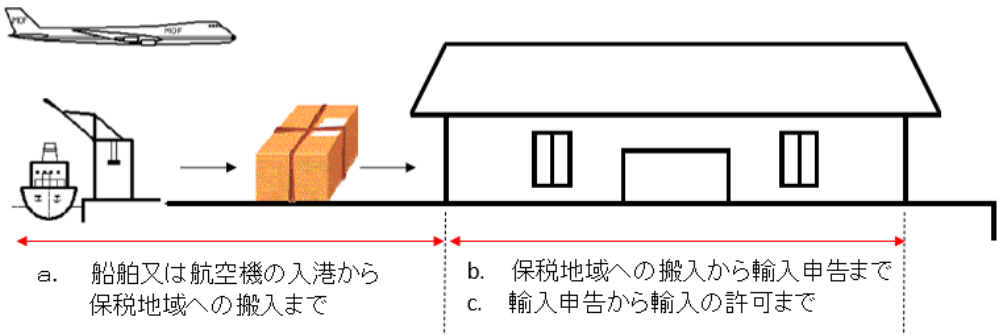
令和6年3月11日(月)～3月17日(日)

2. 調査対象

上記調査期間に輸入申告等された海上・航空貨物（一般申告、特例申告に係る引取申告、自由化申告の申告種別ごとに調査）

3. 調査内容

貨物の入港から輸入許可までに要した各時間及び長時間要した場合の理由



4. 調査対象官署

税 関	海上貨物（15 官署）	航空貨物（10 官署）
東 京	本関、大井	本関、成航、東航、羽田、大井
横 浜	本関、本牧、大黒	船橋市川
神 戸	本関、P I、六甲	—
大 阪	本関、南港、堺、関空	関空
名古屋	本関、西部	中部
門 司	博多	福空、北九州

令和6年2月9日
横浜税関 業務部

関係各位

3月16日(土)及び3月17日(日)における特別通関業務について

よこはま新港合同庁舎の停電作業に伴い、3月16日(土)及び3月17日(日)
(各日午前8時30分～午後5時00分)における特別通関業務については、
下記のとおり、本関1階の仮事務所において行いますので、ご注意ください。

記

1. 場所等

- ・ 本関1階の「業務部 評価部門」を上記期間中の特別通関業務の仮事務所として使用します。
- ・ 庁舎入口は、以下の案内図を参照ください(正面玄関はご利用できません。)
- ・ 庁舎入口から入って正面が、仮事務所になります。

2. 入庁・退出時の手続き

【入庁時】庁舎入口の警備員に社名・入庁目的を伝え、社員証・通関士証票等の身分証を提示後、来庁者台帳に必要事項(氏名・会社名等)を記入してください。台帳記入後は、警備員から入庁証(バッジ)を受け取り、胸ポケット部分に付けて入庁してください。

【退出時】入庁証を警備員に返却し、退出してください。

3. 電話番号

仮事務所の電話番号：045-212-6134

4. 留意点

- ・ NACCSを利用した輸出入申告等については、通常どおりのあて先官署・部門コードとなります。
- ・ 貨物確認を実施する場合には、仮事務所まで貨物を持ち込んでいただくこととなります。ただし、重量物など、仮事務所への持込みに支障がある場合には、個別に調整させていただきます。

特別通関部門仮事務所へのアクセス



最近の非違事例について

輸 入



セット品の
分類は要注意！

事例：小売用のセット品として申告したものの、関税率表の解釈に関する通則3(b)の要件を満たさないことから分離課税となった結果、申告していた税率とは異なる高税率が適用され、多額の増差税額と加算税が発生した。

- ・事例の原因として、荷主に引取りを急かされていた通関担当者が、品目分類の事前教示や社内での十分な検討を経ずに税番を決定したことが挙げられます。
- ・事例のような小売用のセット品は慎重な分類検討が必要になります。関税鑑査官へ連絡し、事前教示をご活用ください。また、**時間に余裕を持った申告が適正申告につながる**ことを荷主に理解してもらえよう、荷主と接する機会が多い営業担当者にもご協力をお願いします。

輸 出



該非判定書
のご確認を！

事例：貨物が輸出貿易管理令別表第1に掲げる貨物に該当するか否か、適切な確認をすることなく申告したため判定結果に疑義が生じ、結果として申告撤回に至った。

- ・該非判定は「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」に基づき適切に判定する必要があります。しかし、輸出者が関係法令を理解せずに不適切な判定をしている事例が散見されます。
- ・皆様におかれましては、**輸出者から提示された判定書をよくご確認のうえ輸出申告を行っていただく**ようお願いします。